

平成20年度兵庫県大学図書館協議会講演会  
平成20年11月19日(神戸大学)

# 図書館の高度化と著作権

千葉大学情報部(附属図書館)学術情報課

森 一郎

copy-wg@mm.itc.u-tokyo.ac.jp

# 本日の内容

## § はじめに

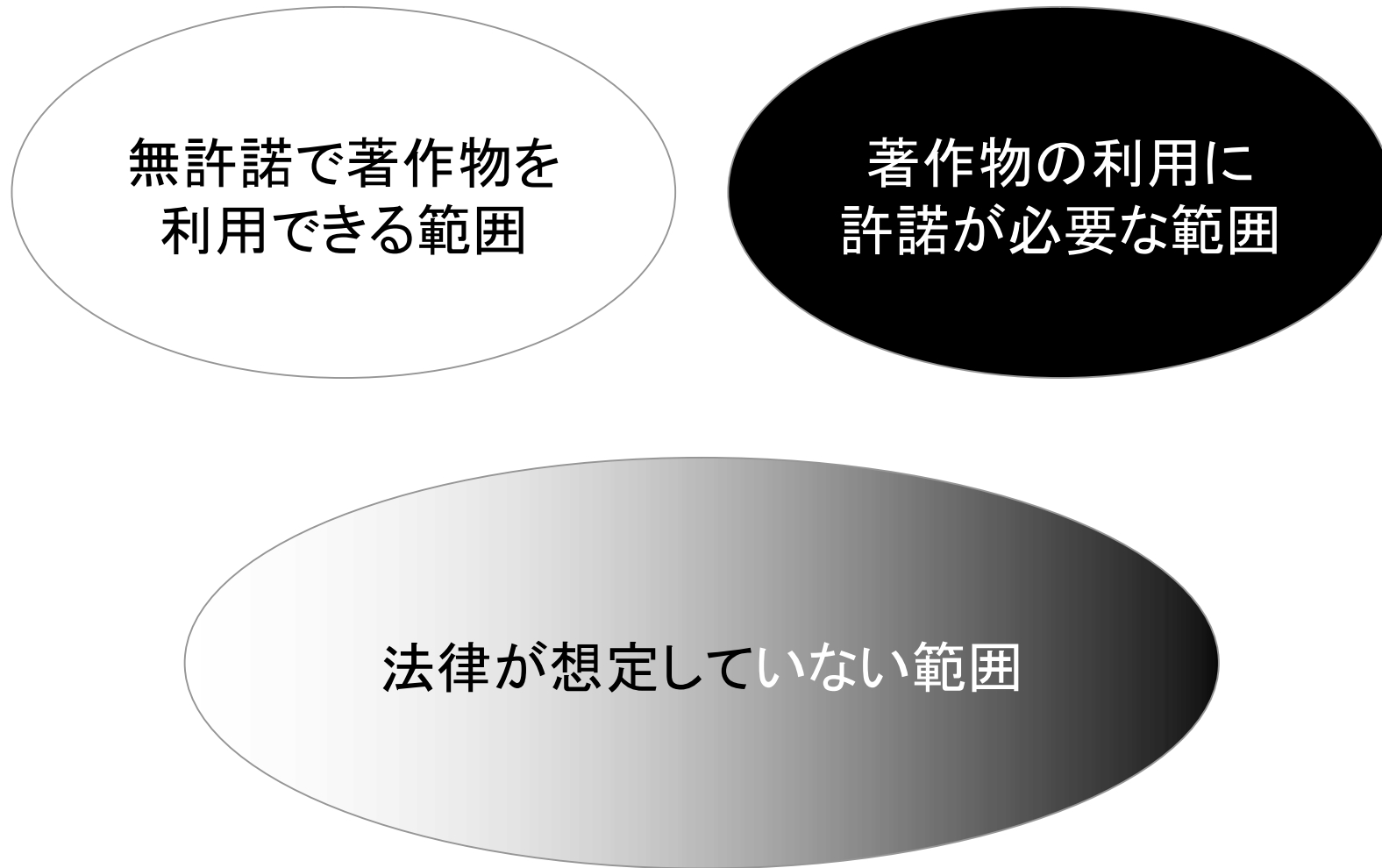
- ・著作権法の改正

## § 事前にいただいた問題点から

- ・複写関係
- ・電子ジャーナル関係
- ・視聴覚資料関係
- ・電子化関係
- ・その他

## § 資料

# 概念図



# 著作権法の改正等(1)

改正年等	主な改正点等
明治32年	著作権法 [旧]
昭和14年	著作権に関する仲介業務に関する法律
昭和27年	連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律
昭和31年	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律
昭和45年	著作権法 [現行]
昭和53年	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約との調整
昭和58年	商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法
昭和59年	レンタルレコードへの対応, 貸与権
昭和60年	コンピュータプログラムの保護
昭和61年	データベースの保護, 有線送信権
昭和61年	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律
昭和63年	著作隣接権の存続期間延長

## 著作権法の改正等(2)

改正年等	主な改正点等
平成元年	実演家, レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設
平成6年	世界貿易機関協定との調整
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成10年	[上映会に関する] 了解事項
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 著作権に関する世界知的所有権機関条約との調整
平成12年	著作権等管理事業法

# 著作権法の改正等(3)

改正年等	主な改正点等
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項
平成14年	実演家人格権
平成15年	大学図書館における文献複写に関する実務要項
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制限, 映画の保護期間延長
平成16年	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン
平成18年	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
平成18年	録音図書の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成19年	映画の盗撮の防止に関する法律

# 複写関係(1)

図書館に備え付けられているコピー機で、図書館の資料をスキャンし、電子的なファイル(PDFファイルなどのような)を作成し、それを利用者に個人的に利用させてよいか。

# 図書館等における複製

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 2 [略]
- 3 [略]

（著作権法31条）



# 複製権の制限により作成された複製物の譲渡

第31条第1号 [略] の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1号 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第31条第1号 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(著作権法47条の4)

## 複写関係(2)

事典は、禁帯出であるものが大部分で、複写する場合、個々の項目の半分以下というのは現実的でないと思われる。

# 複写複製サービスの条件について

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあつては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。

(著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書, 1976)

## 複写関係(3)

1人の著者が編集した事典でも、一項目の半分以下の複写にかぎられるのか？

# 写り込みに関するガイドライン(1)

(複製物の作製)

3. 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ(以下「複製対象」という。)の複製を行うが、同一紙面(原則として1頁を単位とする)上に複製された複製対象以外の部分(写り込み)については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。

(複製物の写り込みに関するガイドライン)

## 写り込みに関するガイドライン(2)

(対象資料の範囲)

5. 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。

①楽譜

②地図

③写真集・画集(書の著作物を含む)

④雑誌の最新号

(複製物の写り込みに関するガイドライン)

## 複写関係(4)

短期語学研修生を韓国から受け入れました。

日本語の学習のために非常勤講師が、小学校1年(上)の教科書(4~5年前のもの)に掲載されているお話をコピーして、研修生に教材用として配付する場合について。

このコピーした教材は、韓国へ持ち帰られることも想定されるが、許可無くコピーを取って配付しても差し支えないか？ また、許可が必要であるのならば、その方法についてご教示お願いいたします。

# 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(著作権法35条1項)



## [保証される権利]

著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(文学的及び美術的著作物の保護に関する  
ベルヌ条約パリ改正条約5条1項)

# 電子ジャーナル関係(1)

電子ジャーナルの最新号や、印刷前の論文のILLでの提供については出版社との契約によるという話を聞くが、対応も様々であり、現在の状況はどのようなになっているのかを伺いたい。

# 私的使用のための複製

著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 1 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

- 2 [略]

（著作権法30条1項）

# 自動複製機器についての経過措置

著作権法第30条第1項第1号及び第119条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

(著作権法附則5条の2)

## 電子ジャーナル関係(2)

まだ電子ジャーナル上でしか見られない Advance Online Publication のような論文を印刷して他大学へ送付することは可能か。

# 視聴覚資料関係

本学で購入した視聴覚資料は、原則著作権処理のされたものを購入し、「館内視聴・館外貸出・授業内での利用」を許可しております。

しかし先日、教員の希望で購入した資料の中に著作権処理がされているかどうか不明なものが出てきました。

購入先に問い合わせたところ、「該当資料の著作権的許可は制作元に確認がとれている」と言われたのですが、資料自体にはそのような記載は一切なく、市販に売られているものにみられるような「複製・放送・公開上映・レンタルなどに使用することは法律で禁じられています」と記載があります。

これらの資料に関して、他の視聴覚資料同様の扱いをしてもいいのかどうか検討しております。

# 営利を目的としない上演等 [1]

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

（著作権法38条1項）

## 営利を目的としない上演等 [2]

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(著作権法38条5項)



# 映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設

法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 1 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- 2 図書館法第2条第1項の図書館
- 3 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公益法人が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

(著作権法施行令2条の3, 1項)

# 電子化関係(1)

学会発表の資料。内容は簡単な発表要旨(1ページ程度)に加え、資料として様々な図書からコピーした図版が多数掲載されている。図版そのものの著作権は切れているもよう。

## 電子化関係(2)

博士論文。巻末に資料がついており、刊行された資料(新聞・雑誌・図書など)に図版として掲載された写真や広告が、1ページにつき1点ずつ大きくカラー印刷されている。冊子体としての論文提出時に掲載許可を得たとのことである。

# 引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

(著作権法32条1項)

# 出所の明示

次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 1 第32条 [略] の規定により著作物を複製する場合
- 2 [略]
- 3 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合 [略] において、その出所を明示する慣行があるとき。

(著作権法48条1項)

## 電子化関係(3)

雑誌などに掲載の論文をリポジトリに登録したい。契約上、著作権は著者にあると思われるが、念のため出版社に連絡したら断られた。出版社に断る権利があるのか。

# 出版権の内容

出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

(著作権法80条1項)

## 電子化関係(4)

博士論文を増補し、単行書として出版している。元の博士論文を電子化公開してよいか。(特約がない場合)



## 電子化関係(5)

古い新聞を画像として電子化し、またテキスト起こしをして公開している。業者がここに掲載されている画像を無断で販売した場合、対処できるか。(電子化権)

## 電子化関係(6)

電子化公開した資料の中に不適切な文言や画像などが含まれていた。図書館が訴えられる可能性, またその場合に責任をとる必要があるか。

# 損害賠償責任の制限

特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 1 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 2 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律3条1項）

# カラオケ法理(クラブ・キャッツアイ法理)関係

最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁〈クラブ・キャッツアイ事件〉は、スナック等の経営者が、カラオケ装置とカラオケテープとを備え置き、ホステス等の従業員においてカラオケ装置を操作し、客に歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させるなどし、もって店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益を上げることがを意図しているという事実関係のもとにおいては、ホステス等の従業員が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏(歌唱)という形態による当該音楽著作物の利用主体は上記経営者であると判示する。

(文化審議会著作権分科会報告書, 2006)

# 財産以外の損害の賠償

他人の身体，自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず，前条の規定により損害賠償の責任を負う者は，財産以外の損害に対しても，その賠償をしなければならない。

(民法710条)

# 使用者等の責任

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(民法715条)

## その他(1)

利用者に、紙への複写の代わりに自身のデジカメで資料を撮影させてよいか「上記の例と同じように、図書館資料を携帯電話で写真を撮らせてよいのかどうか？」この場合どのように対応すればよいのか、知りたい。

「著作権法条文の上では、特に問題にならないと思われませんが、[中略]権利者側との種々の協議において、図書館の利用者が電子的な複製物を手にすることにより、高品質の複製物が大量に流通することへの懸念が示されていることなどを、総合的に判断すれば、安易に認めるべきではないと、考えるべきでしょう。」

(大学図書館における著作権問題Q&A)

## その他(2)

自館で所蔵している図書, DVD, ビデオなどを利用者向けに新着案内等で, 表紙をコピーしてチラシやポスターを作成, 案内したいと考えている。著作権法上では認められていないと思いい, 実際は行っていないが, 著作権者から許諾を得る以外に方法はないのか? いい方法があれば教えて欲しい。



## その他(3)

本学がテレビで取り上げられ、放映された番組を記録用として録画して図書館に所蔵したいと考えるが、著作権法上では、やはり認められないのか？

テレビ番組は権利関係が複雑で、許諾を取るのが難しいと、以前文化庁主催の著作権研修会で伺ったが、何かいい方法はないか？

# 資料

著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書

([http://www.cric.or.jp/houkoku/s51\\_9/s51\\_9.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9.html))

文化審議会著作権分科会報告書；[平成18年1月]

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/001.pdf))

[映画上映会に関する] 了解事項 (図書館雑誌. 92(8), 1998, pp.601)

[ビデオ上映に関する] 合意事項 (図書館雑誌. 96(1), 2002, pp.70-71)

複製物の写り込みに関するガイドライン

([http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi\\_guideline.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf))

「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A

([http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi\\_guidelineQA.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf))